

一般社団法人中日文化研究所社員総会議事録

平成26年1月28日10時30分、東京都三鷹市下連雀3丁目24番3号三鷹駅前協同ビル3階所在の三鷹ネットワーク大学推進機構A教室において一般社団法人中日文化研究所（以下「当法人」という）の定時社員総会（一般社団法人中日文化研究所第1回総会）を開催した。

社員の総数	21名
総社員の議決権数	21個
議決権を行使できる社員の数	21名
議決権を行使することができる社員の議決権数	21個
出席社員数	20名

当日の出席 〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、
〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇

書面による出席 〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、
〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇

代理人指名による出席 〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇

出席社員の議決権数	20個
-----------	-----

出席理事 欠端實（理事長：議長兼議事録作成者）

齊藤孝治（所長）

重森貝崙（専務理事）

木村実季（業務執行理事）

古市宣（業務執行理事）

出席監事 堀中浩

上記の出席があったので定款第17条の規定により、理事長欠端實が議長となり、定刻開会を宣して議事に入った。なお、理事長欠端實は、議事に先立ち、〇〇〇〇〇氏の退会を報告した。

第1号報告：平成25年度第1期事業報告について

重森貝崙専務理事より、別紙「平成25年度第1期事業報告書（案）」に基づいた報告があった。

第1号議案：平成25年度第1期決算の承認について

木村実季理事より、別紙「平成25年度第1期財務諸表・収支計算書(案)」に基づいた報告があり、続いて堀中浩監事が別紙「監査報告書」に基づいた監査意見を述べた。質疑応答の後、議長より、平成25年度第1期決算の承認を諮りたい旨説明があり、採決を行ったところ、賛成17個により承認可決した。

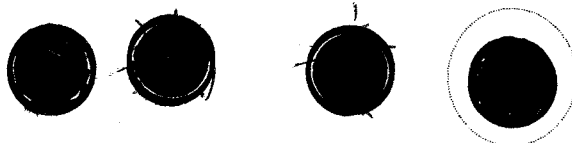
以上をもって議事を終了し、議長は12時00分に閉会を宣した。

以上の決議の経過の要領および結果を明確にするため、本議事録を作成し、議長および監事はこれに記名押印する。

平成26年1月28日

一般社団法人中日文化研究所

議長(理事長)



監事



【議案の要旨説明】

第1号議案 平成25年度第1期決算の承認について

別紙の「平成25年度第1期財務諸表・収支計算書(案)」の承認に対する賛否を問います。

本決算は新法人への移行期における特異な決算です。この決算が必要となる意味などは以下の通りです。

① 決算期間について

本決算の期間は、今年度のうち、一般社団法人に移行するまでの期間(平成25年4月1日～10月31日)です。

② 分ち決算について

今年度(平成25年度)については、ひとつの年度をふたつに区切る「分ち決算」を行うことが必要となります。これは、新法人に移行する前日を区切りとして、特例民法法人であった期間の決算を行うように定められているためです。

「分ち決算」を行うことの意味は、特例民法法人としての活動と新法人としての活動を、財務経理の上で区切ることにあります。区切ることによって、特例民法法人としての最終日における資産や負債の状況が明らかとなります。つまり本年10月31日時点での貸借対照表が作成されるわけですが、この貸借対照表を作成し、後述する「公益目的財産額」を算定することが、今回の「分ち決算」を行うことの主たる目的だと言えるでしょう。

また、新法人においては、使用する勘定科目の体系が従来のもものと異なる上、会計の区分などにおいても、準拠する会計基準が「平成16年会計基準」から「平成20年会計基準」に移ります。このために「分ち決算」が必要となるとも言えます。

③ 公益目的財産額の確定について

決算日(平成25年10月31日)の貸借対照表に基づいて「公益目的財産額」が確定されます。「公益目的財産額」は、新法人が実施する「公益目的支出計画」の対象となる金額です。新法人は、本決算によって確定された「公益目的財産額」に達するまで、「公益目的支出計画」に基づく「継続事業(当法人の場合は研究事業)」を実施することが義務付けられています。

以上